意見の概要

1 意見書による意見の概要

区分	意 見 の 概 要
植物、動	尾駮沼湖岸に匹敵する規模の塩性湿原は、県内に他に存在せず、塩性
物、生態	湿原に特異的に出現する種類は、昆虫類や植物において少なくないと考
系	えられることから、尾駮沼南東岸についての生物のインベントリー調査
	(網羅的種類確認)を行う。
	尾駮沼南岸の沖付地区開発は必要最小限であるべき。開発範囲の決定
	にあたっては、湖岸のうち、既にある程度の開発が進んでいる地点と、
	自然度の高い地点の植性その他を調査し、既存の開発の影響を評価する
	必要がある。
	人工の照明により、動植物の日長の計測機構が攪乱されると、開花や
	休眠といった生活史が乱れ、生態系に影響が及ぶことが危惧されること
	から、尾駮沼南東岸について光害の有無と程度を調査する。
	環境を保全する範囲の湿原には、なるべく人工の光が差し込まないよ
	うにする配慮も必要。

2 説明会での意見の概要

意 見 の 概 要	
なし	